

平成23年11月28日（月曜日）

第9回松島町議会臨時会会議録

（第1日目）

平成23年第9回松島町議会臨時会会議録（第1号）

---

出席議員（16名）

1番	緑山市朗君	2番	佐藤皓一君
3番	高橋辰郎君	4番	伊賀光男君
5番	（欠番）	6番	高橋利典君
7番	渋谷秀夫君	8番	高橋幸彦君
9番	尾口慶悦君	10番	色川晴夫君
11番	赤間洵君	12番	太齋雅一君
13番	後藤良郎君	14番	片山正弘君
15番	菅野良雄君	16番	今野章君
18番	櫻井公一君		

---

欠席議員（1名）

17番	阿部幸夫君
-----	-------

---

説明のために出席した者

町長	大橋健男君
総務課長	高平功悦君
財務課長	熊谷清一君
企画調整課長	小松良一君
町民福祉課長	安部新也君
産業観光課長	阿部祐一君
建設課長	中西傳君
会計管理者兼会計課長	佐々木千代志君
水道事業所長	丹野茂君
危機管理監兼環境防災班長	櫻井光之君
総務管理班長	佐藤進君
副所長兼下水道班長	佐々木功君



午前10時 開 会

○議長（櫻井公一君） 皆さん、おはようございます。

平成23年第9回松島町議会臨時会を開会します。

本日の会議を開きます。

傍聴の申し出がありますのでお知らせします。 [REDACTED] です。

なお、17番阿部幸夫議員でございますけれども、きょう病院の関係で会議を休んでおりますので、欠席しております。

それでは、町長よりあいさつをお願いします。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 本日、第9回松島町議会臨時会を開催するにあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様には大変お忙しい中ご参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本日提案いたします議案は、報告事項1件、職員の給与に関する条例等の改正等2件、平成23年度補正予算5件であります。

後ほど提案理由を説明させていただきますので、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 本日の議事日程はお手元に配付しております。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（櫻井公一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日は、16番今野 章議員、1番緑山市朗議員を指名します。

---

日程第2 会期の決定

○議長（櫻井公一君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定しました。

---

日程第3 報告第12号 和解及び損害賠償の額の専決処分の報告について

○議長（櫻井公一君） 日程第3、報告第12号和解及び損害賠償の額の専決処分の報告について報告を求めます。



か、事故が起きるまで把握ができていなかったのかどうか、そこが一つお聞きをしたいということ、運転者の何というんですかね、夜間で暗いわけですのでなかなか大変だとは思いますが、注意義務違反といえますか、そういうことはなかったのかどうかというふうな点についてどうだったのかということをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 丹野水道事業所長。

○水道事業所長（丹野 茂君） 汚水ますの損傷について把握していたのかということですが、3月11日の震災以降、マンホールの陥没あるいはでこぼこですね、そういったものを調査をいたしまして、そういった幹線にある汚水管のマンホール等については把握をしておりました。それで、それらにつきましては建設課と連携しながら砂利あるいはアスファルトで補修をしたりしてやっておりました。今回の件につきましては、JRの駅構内のトイレから来る汚水を受ける公共ますということで、60センチほどの小さいやつでございました。それにつきましては、通常の大きなマンホールとは違いまして、把握し切れていないという状況でした。あとは、家庭内の個々につきましては、電話等ふぐあいに来たら対処していたという状況でございまして、ここの松島駅構内につきましては、ちょっと把握し切れていなかったということでございます。

それから、被害者の注意義務が怠っていたのではないのかということでございますけれども、この被害者の方は松島駅の駐車場、駅構内の駐車場を利用して仙台に通勤で利用されているという方でございます。通常はそこの道路ですか、駅構内から県道に行く道路については、毎日通っている中でわかっている状況下での運転だったと思います。そして、今回の件につきましては夜で、そしてその破損が、原因がちょっと特定しきれないんですけれども、推測ですけども、地震で揺れで強い力がかかってひび割れた状態がずっと続いていて、そこを車両が大分経過して通行している中でひび割れが拡大して、この時期に破損に至ったのではないかということでございます。被害者はスピードをずっとうんと出していたわけでもなかったようです。それから、このとき被害者は警察の方にも通報して、事故の状況を確認してもらったと、そして、警察の方から町の方には連絡入ったと、町さんの責任ではないですかというような判断が警察でもあったようでございます。以上です。

○議長（櫻井公一君） 16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） わかりました。地震の被害で、道路等の損壊というのはかなりされておまして、同じような事故というのは発生する可能性というのは非常に高いと思うんですね。やはり現状、やっぱり安全に走行できるような状態にしていくと、早くしていくということが

求められていると思います。そこで、一つだけ言うておきますけれども、この間も役場には電話したんですが、左坂から十文字に抜ける松山道路、ここの所はきのう、少なくともきのうの朝まではバリケードがなくなっている状態なんですよ。直したかと聞いたら直っていないんですね。それで、やっぱり非常に道路崩れたりして、本当に知らない人が行けば、私はあそこでもそういうことと同じようなことが起きる可能性があるというふうに思っているんです。ですから、やっぱり危険な場所は通さないのであれば通さないということを、やはり明確にしてやる必要があるのかなというふうに思っています。多分北小泉、十文字方面から来る方などは、あそこが近道だということで、無理してもあそこを通過して来られる方もいらっしゃるかと思うんですが、一たんこういうことが起きれば、こういった問題に発展することもあり得るのかなというふうに思いますので、その点については、あそこだけでなくもっともっとあるかもしれないので、ぜひ注意をしていただいて、こういうことにならないように努力もお願いをしたいというふうに思います。報告事項ですので、そういうお願いをして終わりにしておきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑ございますか。15番菅野良雄議員。

○15番（菅野良雄君） まずは町の管理ということだと思いますけれども、駅構内の管理というのは当然JRの責任だと思うんですけど、こうした場合、JRの責任というのは全くないんでしょうかね。構内の管理の責任というのは、まで町が全部受けるべきなのかなという思いがいたしますけれども、その辺はどうなっているんでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 答弁、丹野水道事業所長。

○水道事業所長（丹野 茂君） 場所につきましては、ご指摘のとおり駅構内でございます。そこにJR内のトイレの汚水を受ける公共ます、これは各戸にも町の経費で設置するものでございます。それで、そのますにつきましては町がずっと管理していくと、それ以降の工事については各個人で施行していただくということになっております。それで、事故当時、やはり町がちょっと駆けつけることはできなかったんですけども、駅員の方が事故にも立ち会って、警察と一緒に立ち会ったり、あとは危険防止の措置をしていただいたということで、駅の駅員の方も、駅構内ということでのそういった措置については協力的にいただいた状況でございます。以上です。

○議長（櫻井公一君） 15番菅野良雄議員。

○15番（菅野良雄君） 私が聞いたのは、JRの責任はないんですかということ、構内の安全管理というのはJRの責任ではないのですかという話であります。

- 議長（櫻井公一君） 端的に答弁、丹野水道事業所長。
- 水道事業所長（丹野 茂君） 駅構内についてはJ Rの管理下にあるということだと思います。そして、ただし、ますについては町だったということでございます。
- 議長（櫻井公一君） 15番菅野良雄議員。
- 15番（菅野良雄君） ですから、では両方に責任があるのであれば、賠償は両方であるべきなのかなという思いがしたので、全部町がこの損害を払ったんですかということなんです。
- 議長（櫻井公一君） 丹野水道事業所長。
- 水道事業所長（丹野 茂君） 判例というかいろいろ見ますと、やはり道路上にマンホールがあるといった場合、道路については所管がいろいろ県なり町なりとあるんですけれども、そういった事例でもやはりマンホールを管理している市なり町が補償を対応しているという状況でございます。以上です。
- 議長（櫻井公一君） 15番菅野良雄議員。
- 15番（菅野良雄君） 道路等はでしょう。その駅構内というのは、だから何回も言うように駅が管理するべきでしょうと。安全管理というのはJ Rの責任ではないんですかと、その構内というのは。責任ないんですか、J Rには。そういう話し合いしなかったんですか、したんですか。
- 議長（櫻井公一君） 丹野水道事業所長。
- 水道事業所長（丹野 茂君） 管理責任については、J Rさんとは話しておりません。町が悪いという事例というか、ほかの事例でもこういった場合は町が補償するということがありますので、そういった話はしておりません。以上です。
- 議長（櫻井公一君） 他にございませんか。4番伊賀光男議員。
- 4番（伊賀光男君） 今の菅野議員さん、あるいは今野議員さんのいろいろ質問があったわけなんですけど、実はこの報告書、文章だけですとなかなか見えないというか、部分がありまして、少しこれ要望なんですけれども、簡単な図面でも、よく警察官なんか立ち会いますと板をもって書いておりますよね。駅の構内どこの場所なんだろうという、ちょっとこれだけでも場所もわからない、駅構内というだけで、簡単な図面をつけていただければ、今後こういうふうな交通事故での専決処分については、議員さん方も場所もどういう状況だったのか、ちょっとした図面でわかるんじゃないかと思っておりますので、ちょっと要望しておきたいと思っております。
- 議長（櫻井公一君） 要望ということで受け取ってください。
- 他にございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 質疑なしと認め、報告を終わります。

---

日程第4 議案第105号 職員の給与に関する条例等の一部改正について

○議長（櫻井公一君） 日程第4、議案第105号職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○議会事務局長（櫻井一夫君） 議案第105号

職員の給与に関する条例等の一部改正について

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成23年11月28日提出

松島町長 大橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第105号職員の給与に関する条例等の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の改正につきましては、平成23年9月30日に出された人事院の勧告にかんがみ、一般職の職員等に支給する給料の引き下げに係る措置について改正するものであり、民間給与水準を上回っている50歳代を中心に、40歳代以上を念頭に置いた引き下げをするものであります。

なお、詳細につきましては担当課長から説明させます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 高平総務課長。

○総務課長（高平功悦君） それでは、改正の内容等を説明したいと思います。

議案書をめくっていただいて、まず第1条なんですけれども、第1条は給料表を改めるということで、今回の全体の改正内容は、人事院勧告に準じて松島町でも改正するものです。

それで、今現在の流れとしては、50代を中心に40代以上、今回は月例給を引き下げた給与改定です。50代でこの号俸の中で最大でマイナス0.5%、40代後半の在職する号俸でマイナス0.4%になっています。では、どのように変わったかということ、この資料の4枚目以降をめくっていただくと、数字小さいんですけれども新旧対照表というのがあります。左の方が新しい給料表です。右が旧の給料表です。では、こここのところで、6級のところのずっと下にいくと、ページが1と書いてありますけれども、その上に棒を引いてあります。ここの下から改定にな

るということです。では、ここの棒のところの上は、6級の28号俸なんですけれども37万7,500円、旧の方も37万7,500円、要するにここの棒の上の方々は改正にならないと。この下から、例えば新の方であれば37万9,100円、旧の方であれば37万9,500円ということで、ここで400円、月当たり400円が下がっている。次のページ以降も、2ページ、3ページにも棒を引いてありますけれども、ここの棒の下からが今回改正の対象者ということになります。

戻りまして、4ページをお開き願いたいと思います。

4ページの表の下に第2条、第2条はこれは平成18年、年功的な給与上昇を抑制するという事で、この時期に平成18年に大幅に給与構造改革ということで見直しが実施されました。そのときに新旧号俸、給料表変わったんですけれども、その差額を補償しますということなんですけれども、その差額を今回0.49%引き下げるというものであります。

次に、5ページの上ですね。2.平成23年12月に支給する期末手当の額、これに対して、先ほど申し上げました号俸とか下がっていますけれども、これを調整すると、遡及という言葉、遡及はできませんので調整するという言葉で調整するものです。この文面とか読んでいきますと、23年12月に支給する期末手当には、算定した期末手当、基準額と書いてありますけれども、減額改定対象職員が減額するという事です。どういうことかという、ここの5ページの表ありますけれども、給料表、行政職給料表1級1号から93号まで、2級であれば何号といろいろ書いてありますけれども、この方々は今回の改正では該当しないということです。これ以上の方々が今回減額改定対象者ということになります。では、真ん中に(1)ありますけれども、10行目(1)ありますけれども、平成23年4月1日何々と書いてありますけれども、この中で改定対象になる方は給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、その月額合計に調整率としてマイナス0.37を掛けると。あと、一番下の5行目、(2)ありますけれども、平成23年6月1日において減額改定対象職員であった者、この方々は支給された期末手当、勤勉手当に対して100分の0.37を掛けると。ですから、(1)と(2)で掛けた数字を減額しますよという内容でございます。

では、今回の内容の中で、松島町職員155名のうち、この減額対象になったのは61名です。39%、約4割の方々が減額の対象になったということです。では、松島町で今回の改定で年間でどのくらい影響したかという、149万2,000円の減額ということになります。対象者、年齢別に調べましたけれども、45歳の方で月マイナス700円、要するに月700円の減額。では、年間期末手当とか、通常ボーナスといいますけれども、年間ですと1万7,300円くらいが減額になっている。あとは、49歳対象者を調べてみますと、月で1,700円の減額。年額にしますと、そ

の方であれば2万3,900円くらいが減額になるということです。では、あと最大で一番大きく減額になったのは59歳という方で、月大体2,000円くらいの減額と、年で3万800円くらいの減額となっております。以上で説明を終わります。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） それでは、議案第105号職員の給与条例の一部改正について、反対の立場から討論させていただきます。

この改正につきましては、9月30日の人事院勧告に基づくものでありまして、その内容はただいまもご説明ありましたが、給料月額を平均で0.23%ですか、引き下げを行うと、また、一時金、いわゆるボーナスの据え置きを行うというような内容でありまして、特に50歳代を中心に40歳代以上の中高年職員の給与水準が民間給与水準を上回っていると、こういうことで引き下げを行うということになっております。ただいまもご説明がありましたように、大卒の方で45歳の方で年間で1万7,300円くらいの減額と、最高で59歳の方で3万800円の減額と、こういう減額になるということでもございました。また、現在国におきましては、国家公務員の賃金を平均7.8%引き下げるという特例法案が審議をされております。結局この官民格差を強調することによって、財界政府の人件費抑制政策、これを推進するという内容と一緒にしているのではないかと、このようにも思うところでございます。この数年間、人事院勧告というのはほとんどマイナスの勧告が続いてまいりました。さらに、今度のこの国会で特例法案が成立をするということになれば、職員の給与水準、また労働条件というのは大変大きく切り下げられます。改悪をされるといいますかね、そういうことにつながっていくというふうに思います。東日本大震災への対応も含めて、町職員も寝食忘れて長時間労働に携わってやっているわけでありまして、被災者の暮らしを一日も早くこの安定をさせると、そういう職員の皆さんの日々の奮闘にこたえるためにも、こうした給与水準等の引き下げというものについては私は行うべきではないと、このように思っておりますし、また、地域経済という観点から見ましても、決していい影響は出ないと、こういうふうに思っております。公務員労働者の皆さんだけではなくて、働く労働者の賃金が毎年度下げられていくということになれば、当然これは消費購買力が落ちていくわけでありまして、膨大なこの生産設備が稼働できない状態に陥って、いわゆる

デフレということにつながって、経済の悪循環ということにもなると思います。そういう意味では、働く方々がしっかりと懐を暖めて、そして消費できるという、そういう社会にならなければならないのであって、給料水準を引き下げていくということではないということをお願いして、反対の討論としたいと思います。終わります。

○議長（櫻井公一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第105号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立多数であります。よって、議案第105号職員の給与に関する条例等の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5 議案第106号 町有財産の無償貸付について

○議長（櫻井公一君） 日程第5、議案第106号町有財産の無償貸付についてを議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○議会事務局長（櫻井一夫君） 議案第106号

#### 町有財産の無償貸付について

下記のとおり町有財産を無償貸付するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求める。

平成23年11月28日提出

松島町長 大橋 健 男

#### 記

#### 1. 無償貸付する財産の表示

- (1) 所在等 宮城郡松島町手樽字大蓬沢13番1、同字銭神13番2、同字中町2番1及び同字新田1番
- (2) 種類等 上記に記載された土地、建物（宮城郡松島町手樽字大蓬沢12番地に存する土地の所在を含む）及び工作物その附属物一式

2. 無償貸付の目的 公設民営の屋外運動場等としてスポーツ振興と地域振興に寄与することを目的とする

3. 無償貸付けの期間 平成23年12月1日から平成43年3月31日まで

4. 契約の相手方 宮城郡利府町森郷字内ノ目南119番1号  
社団法人宮城県サッカー協会

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第106号町有財産の無償貸付についての提案理由を申し上げます。

11月16日に開催いたしました議会全員協議会におきまして、その概要をお示しし、ご意見等を賜ったところであります。

松島フットボールセンターは現在、社団法人宮城県サッカー協会により運営され良好に使用されているところでありますが、3月11日発生の東北地方太平洋沖地震により施設内の人工芝グラウンドの約半分が沈下し、いたる箇所の舗装が液状化した等、施設内の電気・水道施設が甚大な被害を受けました。

震災により東北沿岸部の多くの体育施設が被災し、また、瓦れき処理置き場にされ、多くのスポーツ団体が練習等の場を失ったことに伴い、財団法人日本サッカー協会会長が国際サッカー連盟（FIFA）に体育施設の現状を知ってもらい救済の要請をしたところ、FIFA災害復興支援金「ゴールドプロジェクト&フィナンシャルアシスト」による財政支援として松島フットボールセンターの復旧及び改修工事費に約1億2,000万円を投資していただけるとともに、当該施設の長期期間契約の要請を受けました。なお、改修内容はさきにお示ししたとおりでございます。

町としても要請を受けることで、今後、当該施設への投資費用が見込まれ、また、主催試合等に伴う施設利用人数を考慮すると、将来的に交流人口の増加やそれに波及する経済効果が期待できることから、無償貸付について提案するものであります。

なお、平成21年度に議決をいただいた町有財産の無償貸付については、貸付期日を短縮することから、その契約に係る内容の変更について議会の議決を要するかを調べたところ、地方議会事務提要に同じような質問の回答があり、議会の議決は要しないとのことでありましたので、今回につきましては新規分について提案させていただきます。

詳細につきましては、担当課長より説明させます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 熊谷財務課長。

○財務課長（熊谷清一君） それでは、資料について私の方から説明をさせていただきたいと思っております。

資料、町有財産無償貸付契約書（案）になりますけれども、これのずっとめくっていただきまして1ページということで対照表を載せております。前回と今回とに分けさせていただいておりますけれども、前回というのが21年の4月1日、現在の契約内容、それから今回というのが今回12月1日以降の分になります。主な変わったところ、変更の内容のみ説明をさせていただきたいと思います。

まず、貸付期間、第2条ですけれども、これにつきましては平成43年3月31日までというふうな内容であります。

それから、ずっと下の方に行きまして使用上の制限、第7条になります。隣のページ、2ページにまいります。2ページの中に、今回新しく第5項と第6項を加えさせていただきました。第5項につきましては、松島町が主催事業等においては使用料を無料とするということであり、この具体的な内容について簡単にご説明申し上げます。松島町の主催事業、そのほかに町島町が共催または主管のイベント関係の事業、それから松島町の教育委員会または体育協会が主催する事業、それから町内に所在する保育所とか幼稚園とか小学校、中学校、高校が教育の目的で使用するようなときを無料、それから町内に居住しております身体障害者の手帳、療育手帳を有する者が使用する場合、それから松島町の行政区が親交のために行うような場合、こういう場合を無料というふうにしております。それから、新しく6項もつけ加えております。これは、松島町の財産であることを認識していただいて、施設の運営及び宣伝広報に努めることということで加えさせていただいております。

次に、第8条災害時の対応ということで、今回新たにつけ加えさせていただきました。これにつきましては、今年度の大震災による避難所ということもありますので、ここに新たに、避難所として開設したときは全部または一部を提供しなければならないという項目をつけさせていただきました。

次に、一番下、第12条報告義務等であります。次のページをめくっていただきたいと思えます。3ページになります。第2項、ちょっとミスプリントがあります。右の方、第2項「半月毎に」と書いてありますけれども、これは半期、期間の期、半期ごとに、要は今までは年に2回、上期、下期という報告でありましたけれども、今回2項では毎月報告してくださいねという内容であります。

それから、第14条契約の解除ということで、新たに第2項と第3項を加えさせていただいております。違法、不当な行為をしたとき、それから使用料を不当に徴収した場合ということで2項加えさせていただいております。

次に、隣のページ、4ページであります。第21条、これも新しく加えさせていただきました。契約の失効ということで、本契約の締結と同時に、平成21年4月1日に契約しております契約書は失効しますよという文言をつけさせていただいております。

以上が今回の内容でございます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第106号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立全員であります。よって、議案第106号町有財産の無償貸付については、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第6 議案第107号 平成23年度松島町一般会計補正予算（第10号）について

○議長（櫻井公一君） 日程第6、議案第107号平成23年度松島町一般会計補正予算（第10号）についてを議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○議会事務局長（櫻井一夫君） 議案第107号

平成23年度松島町一般会計補正予算（第10号）

平成23年度松島町の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ176万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億9,764万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成23年11月28日提出

松島町長 大橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第107号平成23年度松島町一般会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、9月30日の人事院勧告にかんがみた給料等及び10月からの法改正に伴う子ども手当並びに職員の居住地の変更に伴う通勤手当等の人件費等を補正し、財政調整基金繰入金を減額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

それでは質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第107号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立多数であります。よって、議案第107号平成23年度松島町一般会計補正予算（第10号）については、原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議案第108号 平成23年度松島町介護保険特別会計補正予算（第4号）について

○議長（櫻井公一君） 日程第7、議案第108号平成23年度松島町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○議会事務局長（櫻井一夫君） 議案第108号

平成23年度松島町介護保険特別会計補正予算（第4号）

平成23年度松島町の介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億1,868万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成23年11月28日提出

松島町長 大橋 健 男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋健男君） 議案第108号平成23年度松島町介護保険特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、9月30日の人事院勧告にかんがみた給料等及び10月からの法改正に伴う子ども手当を補正し、一般会計繰入金を減額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第108号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立多数であります。よって、議案第108号平成23年度松島町介護保険特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

---

日程第8 議案第109号 平成23年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第4号）について

○議長（櫻井公一君） 日程第8、議案第109号平成23年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○議会事務局長（櫻井一夫君） 議案第109号

平成23年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第4号）

平成23年度松島町の観瀾亭等特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,985万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成23年11月28日提出

松島町長 大橋健男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋健男君） 議案第109号平成23年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、9月30日の人事院勧告にかんがみ人件費を補正し、財政調整基金繰入金を減額するものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第109号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立多数であります。よって、議案第109号平成23年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第110号 平成23年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第5号）について

○議長（櫻井公一君） 日程第9、議案第110号平成23年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○議会事務局長（櫻井一夫君） 議案第110号

平成23年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第5号）

平成23年度松島町の下水道事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億1,036万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成23年11月28日提出

松島町長 大橋健男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（大橋健男君） 議案第110号平成23年度松島町下水道事業特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、9月30日の人事院勧告にかんがみた給料等及び10月からの法改正に伴う子ども手当を補正し、一般会計繰入金を減額するものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第110号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立多数であります。よって、議案第110号平成23年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第5号）については、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第111号 平成23年度松島町水道事業会計補正予算（第4号）  
について

○議長（櫻井公一君） 日程第10、議案第111号平成23年度松島町水道事業会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

議案の朗読、提案理由の説明を求めます。議案の朗読、局長。

○議会事務局長（櫻井一夫君） 議案第111号

平成23年度松島町水道事業会計補正予算（第4号）

第1条 平成23年度松島町の水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成23年度松島町の水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

科	目	既決予定額	補正予定額	計
第1款	水道事業費用	598,736千円	△204千円	598,532千円
第1項	営業費用	565,337	△204	565,133
上記以外の予算		33,399	0	33,399

第3条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

科	目	既決予定額	補正予定額	計
職員給与費		55,790千円	△204千円	55,586千円

平成23年11月28日提出

松島町長 大橋健男

○議長（櫻井公一君） 提案理由の説明を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 議案第111号平成23年度松島町水道事業会計補正予算（第4号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、9月30日の人事院勧告にかんがみた給料等及び10月からの法改正に伴う子ども手当を補正し、水道事業の総額を5億9,853万2,000円とするものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第111号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立多数であります。よって、議案第111号平成23年度松島町水道事業会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

これで、本臨時会に付議された議案の審議は全部終了しました。

平成23年第9回松島町議会臨時会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

午前10時50分 閉 会